（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

**第二条**　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号ヌ⑴中「第十八条の二第一項第四号ハ」を「第十八条の二第一項第四号ニ」に改める。

第十八条の二第一項中「、第四号」の下に「（ハに係る部分を除く。）」を加え、同項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第三条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条第一項第四号ヌ⑴中「第百三十二条第一項第四号ハ」を「第百三十二条第一項第四号ニ」に改める。

第百三十二条第一項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第四号ヌ⑵中「第六十九条第一項第四号ハ」を「第六十九条第一項第四号ニ」に改める。

第六十九条第一項第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の二に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の二に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第三条**　第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条の二に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十八条の二に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第四条**　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**第五条**　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

**○内閣府令第十四号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

# 府令・省令

**内閣府令、総務省令、法務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第一号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
防衛大臣　小野寺五典